

令和4年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 民事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

1 認定試験の配点

[設問1] 80点 (小問(1)が30点, 同(2)が35点, 同(3)が15点)

[設問2] 20点 (小問(1)が12点, 同(2)が8点)

2 採点基準

(1) [設問1]の小問(1)について (配点30点)

給付訴訟及び確認訴訟に関する問題である。

- (a) ① Y社を被告とする本件土地についての所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟を提起するとともに, ② Z社を被告とする本件土地についてのY社名義の所有権移転登記の抹消登記手続をするについての承諾請求訴訟を提起すべきである。これらを指摘するほか, これらは給付訴訟であることを指摘する。

ただし, ①については本件土地についての真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求訴訟(①-2)を挙げる答案も正解とする。この訴訟を選択した場合には, Z社に対しては, 所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記請求権を訴訟物とすることになる。また, ②についてはZ社を被告とする本件土地についての抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟(②-2)を挙げる答案も正解として扱うものとする。

- (b) ③ Y社及びZ社を被告としてXが本件土地の所有権を有することの確認を求める所有権確認請求訴訟を提起する。(a)の①及び②の請求を認容する確定判決だけではXが本件土地の所有権を有することについて既判力が生じないため, 確認の訴えを提起する意義がある。

以上の趣旨を指摘した答案には, 次のとおり点を与える。

- ① ①を挙げ, 給付訴訟であることを指摘している。 8点
又は①-2を挙げ, 給付訴訟であることを指摘している。 8点
- ② ②を挙げ, 給付訴訟であることを指摘している。 8点
又は②-2を挙げ, 給付訴訟であることを指摘している。 8点
- ③ ③を挙げ, 確認の訴えであることを指摘している。 8点
- ④-1) Xが目的を達成するには①と②を併合提起又は別訴で提起する必要があることに触れている。 3点
- ④-2) (a)の①及び②の請求を認容する確定判決だけではXが本件土地の所有権を有することについて既判力が生じないため, 確認の訴えを提起する意義があることを指摘している。

3点

(2) [設問1]の小問(2)について(配点35点)

(a) 小問(2)の(a)について

民事訴訟法133条2項1号及び2号並びに民事訴訟規則53条1項(「訴状には、請求の趣旨及び請求の原因(請求の特定をするのに必要な事実をいう。)を記載するほか、」)を挙げる。

⑤ 民事訴訟法133条2項(1号及び2号)を挙げている。

3点

⑥ 民事訴訟規則53条1項を挙げている。

3点

(b) 小問(2)の(b)について

民事訴訟法137条1項及び2項並びに民事訴訟規則56条を挙げて、裁判長は、提出された訴状について、必要的記載事項(同法133条2項)に不備がないか、貼用すべき印紙に不足がないかを審査し、これらに不備がある場合には相当の期間を定めて原告にその補正を命ずる旨指摘する。

⑦ 民事訴訟法137条1項及び2項を挙げている。

3点

⑧ 民事訴訟規則56条を挙げている。

3点

⑨ 裁判長は、提出された訴状について、必要的記載事項(同法133条2項)に不備がないか、貼用すべき印紙に不足がないかを審査し、訴状が同法133条2項に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずることとされており、原告が不備を補正しないときは、裁判長が命令で訴状を却下することとされていること、以上の趣旨をおおむね指摘している。

3点

(c) 小問(2)の(c)について

⑩ 原告としてXを、被告としてY社及びZ社を記載する必要があることを指摘している。

3点

⑪ 被告Y社に対する本件土地についてのXの所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記抹消登記手続請求であることを示す記載が必要であることを指摘している。

3点

⑫ 被告Z社に対する本件土地についてのXの所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記の承諾請求(抵当権設定登記抹消登記手続請求とする答案も正解とする。)であることを示す記載が必要であることを指摘している。

3点

(d) 小問(2)の(d)について

⑬ 審判の対象となる請求を特定する（訴訟物を特定する）必要があることを指摘している。 4点

⑭ 処分権主義の下で裁判所は請求の内容及び範囲を超えて裁判をすることができず（民事訴訟法 246 条）、被告が防御すべき範囲も請求によって画される。したがって、原告は、裁判所の審理及び被告の防御活動に支障のないように請求を特定しなければならない。

7点

(3) [設問 1] の小問(3)について (配点 15 点)

⑮ 訴訟係属が発生すると、裁判所は、当事者間の訴えについて審理判断する義務を負うこと、訴訟係属の発生時期については、被告への訴状送達（民事訴訟法 138 条 1 項）の時とするのが通説であることを指摘している。

8点

⑯ 訴訟係属の発生に伴い、同一事件について重ねて訴えを提起することができなくなる（重複する訴えの提起の禁止 民事訴訟法 142 条）。

7点

訴訟参加（民事訴訟法 42 条, 47 条, 49 条, 52 条）、訴訟引受け（同法 50 条）、訴訟告知（同法 53 条）が可能となること、関連する請求についてその裁判所の判決を求めることができることになること（同法 47 条, 145 条, 146 条）のいずれかを指摘する答案でも、上記と同様に点を与える。

(4) [設問 2] について (配点 20 点)

(a) [設問 2] の小問(1) (配点 12 点) について

Xの請求のうちY社名義の所有権移転登記をめぐる部分とは、XのY社を被告とする本件土地についての所有権移転登記抹消登記手続請求（前記①）である。同請求を認容する判決は、確定したから、既判力を有する。確定判決の既判力が及ぶ者の範囲は、民訴法 115 条 1 項各号が定める。当事者適格は訴訟物たる権利関係の主体に認められるのが原則である。Aは、Y社の代表取締役であるが、同項 1 号所定の当事者には当たらず、同項 2 号から 4 号までのいずれにも当たらないから、上記確定判決の既判力は及ばない。

⑰ 確定判決の既判力が及ぶ者の範囲は、民訴法 115 条 1 項各号が定める旨を指摘している。 5点

⑱ Aは、Y社の代表取締役であるが、同項 1 号所定の当事者には当たらず、同項 2 号から 4 号までのいずれにも当たらない旨を指摘している。 5点

⑲ 当事者適格は訴訟物たる権利関係の主体に認められるのが原則で

あること、その理由を説明するなど、既判力の相対性（相対効の原則）を相応に説明している。 2点

(b) [設問2]の小問(2) (配点8点) について

Bは口頭弁論終結前の承継人である。民訴法 115 条 1 項 3 号は「前2号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人」に既判力が及ぶと規定するが、口頭弁論終結前の承継人は同号に当たらず、既判力は及ばない。

以上の趣旨を指摘した答案には、次のとおり点を与える。

⑳ 5点

㉑ 民訴法 115 条 1 項 3 号の意義、趣旨等について説明している。 3点